

北九州市立霊園募集要領（随時募集）

（令和6年2月28日以降開始分）

1 はじめに

申込みにあたっては、この募集要領をよく読んで下さい。

今回の随時募集は、令和6年1月の定期募集で申込みがなかった、一般墓所の区画と共同墓碑の壇（以下「区画」という）です。

納骨堂の募集はありません。

申込受付は先着順となります。ただし、随時募集受付開始時点（令和6年2月28日午前9時）で同一区画に複数の応募があった場合は、抽選を行います。

区画の管理はご自身で行って頂きます。

なお、市立霊園では永代供養は行っていません。

2 市立霊園について

- (1) 市立霊園は一家族につき一区画のみ利用出来る、市が管理する霊園です。一区画に建てることが出来る墓碑は一基です。募集する区画は全て前使用者から返還を受けて再整備したものです。
- (2) 募集区画は現状のまま引き渡します。必ず現地を確認のうえ、現状にご了承いただける場合のみお申し込み下さい。使用許可後の墓碑等の建立、除草などの区画の管理は、全て使用者の責任の下で行うこととなります。
- (3) 申し、申込資格の審査完了後、期限までに使用料を納めていただきます。（納付書での一括納付）
- (4) 使用許可後、3年以内に納骨または墓碑建立をしていただきます。3年以内に納骨・墓碑建立がない場合は、使用許可を取り消します。また、この場合、納付された使用料はお返ししません。
- (5) 現在のところ、市立霊園では年間の管理料等はいただいておりません。使用区画の維持管理は使用者が行うこととなっております。適切な維持管理をお願いします。
- (6) 祭祀の主宰者（霊園使用者）が承継される限り、その区画を使用いただけます。市立霊園では永代供養は行っていませんので、跡を継ぐ人がいない方は、永代供養を行う民間霊園等をご利用下さい。
祭祀を主宰する人が途絶えることになった場合は、墓碑等を撤去のうえ、焼骨は改葬し（移し）、区画は更地にして返還していただくこととなります。
- (7) 申込時に、申込者の後を継いで祭祀の主宰者（霊園使用者）になる予定の方（承継予定者）について記入をお願いしています。将来的に、使用区画を誰が承継していくのか、事前に関係者と相談しておいてください。

3 申込者の資格

- (1) 市内居住者（下記①、②の要件をすべて満たす者）
- ① 北九州市内に住所を有する者（住民票の住所が北九州市であること）。
 - ② 2親等以内（祖父母、兄弟まで）の焼骨を所有する者で祭祀を主宰する者。もしくは3年以内に改葬するため、新たに墓所が必要となることが明らかで、祭祀を主宰する者。
- (2) 市外居住者（下記①、②のいずれかの要件に該当する者）。
- ① 北九州市内に本籍を有し、上記市内居住者の申し込み要件②を満たすとき。
 - ② 市内にある親族の墳墓を改葬するために使用するとき（市立霊園の墳墓改葬を除く）。
- 注）生前申し込みや、のど仏などお骨の一部（分骨）での申し込みはできません。

4 禁止事項

- (1) 以下の①から⑦までに該当する行為は禁止されておりますので行わないで下さい。これらの違反行為を行った場合、その行為を行ってから2年を経過する日の属する年度中は許可を受けることはできませんのでご注意下さい（令和6年度違反行為を行った場合は、令和9年4月以降の募集から応募可）。
- 令和4年度、令和5年度、令和6年度中に違反行為のあった対象者はそれぞれ前述の期間を経過するまで、今年度は許可を受けることはできませんのでご注意下さい。
- ① 既に市立霊園の使用許可（納骨堂、共同墓碑を含む）を受けている方の申し込み。
 - ② 既に市立霊園に納骨されている焼骨を改葬するための申し込み。
 - ③ 同一祭祀、同一焼骨や同一家族での重複申し込み（申し込みは一家族一区画です）。
 - ④ 市立霊園の重複（掛け持ち）申し込み。
 - ⑤ 申請内容が事実と異なる申し込み。
 - ⑥ 申込後の区画変更及び申込のキャンセルは、正当な理由（申込者の死亡など）を除き、いかなる理由（錯誤、誤記入、伝え間違いなど）であっても受け付けません。
 - ⑦ 申込後の正当な理由（申込者の死亡など）なき辞退。
- (2) 以下の①、②に該当する行為は、許可取消しとなり区画を返還してもらう場合がありますので行わないで下さい。
- ① 許可を受けた目的以外に利用した場合。
 - ② 使用権の譲渡や転貸した場合、その他法令等に違反した場合。

5 お願い（注意事項）

多くの方が正しく手続きを行う一方、同時に複数の申し込みや家族で別々の霊園に申し込む、あるいは焼骨の無い方が申し込むなどの禁止行為を行う方がいます。

また、家族に相談せず申し込み、申込後に家族間でトラブルになり取り止める方や、申込しても手続きを行わず最終的に辞退をする方がいます。

このような行為は、市立霊園の適切な募集業務に支障を来たします。

よって、このような事案が判明した場合は、その行為を行ってから2年を経過する日の属する年度中（令和6年度であれば令和9年3月末までの募集について）は対象者またはその焼骨を保有する方は許可を受けることができません。

また、悪質と判断した場合は、事例を市ホームページで公開することがあります。

6 申し込み方法

- (1) 受付は、霊園所在地のまちづくり整備課で「先着順」で行います。
随時募集の受付自体は、募集区画がなくなるまで（次回の定期募集の約1ヶ月前まで）年間を通じて行っています。
- (2) 希望者は、別添「北九州市立霊園使用申込書（随時募集）」に記入の上、お持ち下さい。申込書は、まちづくり整備課にも用意しております。
- (3) 受付方法について
 - ①随時募集受付初日（令和6年2月28日午前9時、受付開始）
希望する区画について、午前9時の時点で申込者が1名しかいない場合は、その方が当選となります。申込者が複数の場合は、その場で抽選（くじ引き）を行い、当選者と補欠者を決定します。（随時募集は、多数回落選者優遇措置の対象外です。）
そのため、9時過ぎに窓口に来られた時には、既に抽選が行われた後であることもありますのでご注意ください。
 - ② 令和6年2月29日以降
随時、先着順で受付をします。

7 使用許可申請の手続きについて

使用許可の申請は、以下の手順に従って下さい。

なお、資格がなかったり、禁止事項に該当したりしていたことが判明した場合は申請の却下等する場合があります。

【使用許可申請までの流れ】(①から順に⑤まで)

- ① 必要書類を霊園所在地の区役所まちづくり整備課に提出後、資格審査を実施。

<必要書類一覧>

- ・申請者世帯全員の住民票（本籍地、続柄記載のあるもの）
- ・埋火葬許可書または改葬許可証（埋葬しようとする方全員分）
- ・代理人の場合は委任状および代理人の身元が証明できるもの
（同居の家族の場合のみ委任状は不要ですが、身元の判るものを持参して下さい）

（注） そのほか、ケースによって別途資料の提出をお願いする事があります。

- ② 資格審査に合格後、使用料納付書を渡しますので、銀行等で一括納付して下さい。分割払い、カード払いは出来ません。
- ③ 納付後、銀行等の支払済み印が押された納付書をまちづくり整備課へ提出して下さい。
- ④ 納付を確認した後、3年以内に納骨（墓所の場合は墓碑建立と納骨）を行う旨の誓約書を提出して頂きます。3年以内に納骨が無い場合は許可を取り消します。
- ⑤ 全てが終わりましたら、「使用許可証」をお渡しします。

使用許可証は、使用許可を受けたことを証する重要な証書です。墓碑の工事手続き、納骨、使用者の承継、改葬など、今後も各手続きにおいて必要となりますので大切に保管して下さい。

正当な理由なき辞退は、2年を経過する日の属する年度まで許可を受けることはできなくなります。

8 問合せ先

○申請の受付、霊園使用手続き等に関すること
(霊園所在地の区役所まちづくり整備課)

霊園名	問合せ先	電話番号
城山霊園	門司区まちづくり整備課	093-331-1884
足立霊園	小倉北区まちづくり整備課	093-582-3471
小田山霊園	若松区まちづくり整備課	093-761-5325
小石霊園		
藤ノ木霊園		
二島霊園		
谷口霊園	八幡東区まちづくり整備課	093-671-0803
本城霊園	八幡西区まちづくり整備課	093-642-1453
十三塚霊園		
高峰霊園	戸畑区まちづくり整備課	093-871-1503
中原霊園		

○市立霊園全般に関すること 建設局公園管理課 093-582-2464

9 市立霊園の所在地

※随時募集を行っていない霊園も参考までに掲載しています。

霊園名	所在地	最寄の交通機関
城山霊園(☆)	門司区大字大里5933-2	西鉄バス「城山霊園前」すぐ
足立霊園(☆)	小倉北区山門町9番及び10番	西鉄バス「山門町」徒歩10分
小田山霊園	若松区深町一丁目11番	市営バス「若松高校前」徒歩10分
小石霊園	若松区原町1番	同上
藤ノ木霊園	若松区今光二丁目 24番及び25番	市営バス「今光」徒歩10分
二島霊園	北九州市若松区鴨生田二丁目9番	市営バス「鴨生田」すぐ
谷口霊園(☆)	八幡東区高見三丁目7番	西鉄バス「七条」徒歩10分
本城霊園(☆)	八幡西区大字本城1488	市営バス「力丸町」徒歩10分
十三塚霊園(☆)	八幡西区南王子町1番	西鉄バス「南王子」徒歩5分
高峰霊園(☆)	戸畑区高峰三丁目9番	西鉄バス「岩崎石材店前」徒歩10分
中原霊園(☆)	戸畑区金比羅町1番	西鉄バス「北九州パレス」徒歩10分

※小田山霊園と小石霊園は道路を挟んで向かい合っています。

※中原霊園には駐車場はありません。

※☆印は、管理事務所がある霊園です。